

出雲市中小企業者等デジタル化支援補助金

市では、物価高騰対策として、企業の業務効率化、生産性の向上や事業継続を図ることを目的に、市内中小企業者等が行うデジタル化・省力化の推進にかかる経費の一部を補助します。

どちらかを選択

① 電子化支援事業

※令和 5 年度デジタル化促進支援事業補助金を受けた場合は選択できません

※令和 6 年度デジタル化・省力化等促進支援事業補助金
(デジタル化促進支援事業)を受けた場合は選択できません

② 省力化支援事業

※令和 6 年度デジタル化・省力化等促進支援事業補助金
(省力化・省人化促進支援事業)を受けた場合は選択できません



【対象者】

市内に事業所又は店舗を持つ中小企業等

【申請方法（概要）】

申請書類一式を郵送又は持参

※申請に際しては、手引きをよくご確認ください。

【申請書、手引き等設置場所】

※市のホームページからもダウンロードできます。

- ・市役所本庁（4 階 商工振興課）、各行政センターの市民サービス課
- ・出雲商工会議所、平田商工会議所、出雲商工会、斐川町商工会

市ホームページ

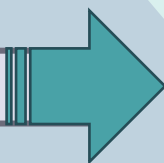


受付期間 令和 6 年 10 月 21 日(月)～令和 7 年 1 月 8 日(水)【必着】

【おたずね ・ 申請先】

出雲市 商工振興部 商工振興課 中小企業係
〒693-8530 出雲市今市町 70 番地 出雲市役所本庁舎 4 階
電話番号 0853-21-6541 FAX 0853-21-6838
アドレス shoukou@city.izumo.shimane.jp

詳細は裏面へ



電子化支援事業

対象事業	業務効率化を目的とした、既存業務を電子化する取組 【対象経費】ソフトウェアやシステムを新たに導入する経費 (例) 手書きの会計処理をデジタル化、勤怠管理、顧客管理、予約管理、キャッシュレス決済 など
対象外経費	・単なる既存システム更新や社内パソコン、タブレットの買い替え ・ホームページ等のウェブサイト（ECサイト含む）に関するもの ・一般的な事務・営業で利用するものの購入経費（文書作成ソフトや表計算ソフトなど） ・ハードウェアのみのもの ・汎用家電 ・建物付属設備 ・保守料等のランニングコスト など
補助額	対象経費の 1/2 以内 上限 <u>50</u> 万円、下限 5 万円



省力化支援事業

対象事業	人手不足解消を目的とした、既存業務を省力化する取組 【対象経費】業務用デジタル製品を<u>新たに導入する経費</u> ～取組事例～ ☆在庫管理だったら…自動倉庫システム、無人搬送車、オートラベラー など ☆製造・品質管理だったら…スチームコンベクションオーブン、清掃ロボット、材料投入の自動化設備、不良品点検システム、デジタル紙面色校正装置、オートラベラー、自動視準・自動追尾機能付き等の高機能測量機 など ☆顧客対応だったら…飲料補充ロボット、自動配膳ロボット、券売機、ホテル自動チェックイン機、自動精算機、タブレット型給油許可システム など
対象外経費	・デジタル製品でないもの（自走式草刈機など） ・業務用でない（汎用家電に属する）もの ・保守料等のランニングコスト ・補助金の趣旨と照らして不適当なもの
補助額	対象経費の 1/2 以内 上限 <u>100</u> 万円、下限 5 万円



申請方法は表面へ

